

〇〇〇〇サービス契約書（久留米市若年者の在宅ターミナルケア支援事業）

甲（利用者）

乙（事業者）

（サービス内容）

第1条 乙は、この契約書に従い、甲に対し、次のサービスを提供します。

- ① 訪問介護（別紙サービス内容説明書①）
- ② 訪問入浴介護（別紙サービス内容説明書②）
- ③ 福祉用具貸与（別紙サービス内容説明書③）

甲は、本契約によって、上記のうち（ ）のサービスを利用します。

2 乙は、サービス提供にあたっては、甲と十分に協議するとともに適切な方法によって行い、甲の心身の状況、環境等の把握に努め、甲に対しサービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、

●●年●月●日から ●●年●月●日まで

とします。

2 上記契約期間満了日の●日以上前までに甲から本契約の更新しない旨の申出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。本契約が更新された場合、更新後の契約期間は、従前の契約期間満了日の翌日から●●とします。

（甲の基本的権利）

第3条 甲は乙によるサービス提供で甲の意思が尊重され、プライバシー、個人情報
報が十分保護されるものとします。

（サービス内容の調整・提供）

第4条 甲と乙は、サービス内容確認書及び週間サービス予定表を作成します。

なお、作成にあたっては、主治医及び担当の訪問看護ステーション等との連携に努めるものとします。

2 乙は、サービス提供に当たっては、サービス内容確認書及び週間サービス予定表に沿って実施し、かつ適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。

(サービス内容の追加・変更)

第5条 甲は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。

乙は、甲からの申し出があった場合、可能な限り、サービス内容の変更に応じるものとします。なお、サービスの内容の変更に関して、甲と乙は、調整をした結果をサービス内容確認書及び週間サービス予定表にて共有するものとします。

2 甲は、サービス内容の変更にあたって、事前に主治医及び担当の訪問看護ステーションと協議を行い、その結果を乙に連絡するものとします。

(サービス利用の中止)

第6条 甲が、サービス利用日の●●前までに中止を申し入れなかった場合、別紙サービス内容説明書に記載のキャンセル料をお支払いいただく場合があります。

ただし、病状の急変など、乙がやむを得ない事情があると認めた場合は、キャンセル料は不要とします。

(利用料の支払)

第7条 甲は、乙からこの契約に基づくサービスの提供を受けたときは、乙に対し、別紙サービス内容説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

2 乙は、甲に対し、当月分の利用料の請求書を翌月●日までに送付します。請求書には、甲が利用したサービスにつき、利用回数、単価などの明細を記載します。

3 甲は、乙に対し、当月分の利用料を、翌月●日までに、乙の指定する方法で支払います。

(利用料の変更)

第8条 乙は、市の関係規程の改正により、利用料の甲負担分に変更が生じた場合は、変更後の甲負担分を請求することができるものとします。この場合は、乙は、甲に対し、速やかに、変更の時期、変更後の金額を十分に説明します。ただし、甲は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(契約の解約)

第9条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合には、●日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。ただし、利用者の病状の急変、緊急の入院などのやむを得ない事業がある場合には、解約を希望する●日前以内であっても、申し出により、この契約を解約することができます。

2 乙は、事業規模の縮小、事業所の休廃止等この契約に基づくサービスの提供が困難になるなどのやむを得ない事業がある場合には、甲に対して、この契約の解約を予定する日から1ヶ月以上の期間において、利用者に解約理由を示した文書を通知することにより、この契約を解約することができます。

(甲の解除権)

第10条 甲は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 一 乙が、正当な理由なく、本契約に定めるサービスを提供せず、甲の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合。
- 二 乙が、第15条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 乙が、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。
- 四 乙が、サービス提供を正常に行い得ない状況に陥った場合。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書により、●週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

(利用料の滞納)

第12条 甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料の自己負担分を2ヶ月分以上滞納し、文書による利用料等の支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から●日以内に、滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することができます。

(契約の終了)

第13条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 甲が死亡したとき。
- 二 第9条に基づき、解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 三 第10条に基づき、甲から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 四 第11条ないし第12条に基づき、乙から契約解除の意思表示がなされたとき。

(損害賠償)

第14条 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲又は甲の家族に対して損害を賠償します。ただし、乙に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

2 前項の義務履行を確保するため、乙は賠償責任保険に加入します。

3 甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第15条 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対するサービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。

2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

(苦情処理)

第16条 乙は、甲に提供したサービスについて、甲又は甲の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

2 乙は、甲が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(緊急時の対応)

第17条 乙は、サービスの提供を行っているときに甲の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに予め定めた緊急連絡先に連絡し、必要な措置を講じます。

(サービス内容等の記録作成・保存)

第18条 乙は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。

(契約外条項)

第19条 本契約に定めのない事項については、甲及び乙の協議により定めます。

〔契約書署名欄〕（署名があれば押印不要です）

以上のとおり契約したので、本書2通を作成し、甲乙各1通ずつ保有することとします。

（甲）私は、この契約書に基づく〇〇〇〇介護サービスの利用を申し込みます。

サービス利用者

住 所

お名前

印

電 話

F A X

署名代行者

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

住 所

氏 名

印

電 話

F A X

職 業

本人との関係

署名代行の理由

（乙）私は、サービス提供事業者として、甲の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

サービス提供事業者

住 所

法人名

代表者

印

電 話

F A X

〇〇〇県知事指定第

号